

東京地裁が管財人の不当労働行為を断罪
—日本航空の165名の解雇は違法な手続き下で進められた—

最高裁は高裁判決を根本から見直すべき

本日8月28日、東京地裁（民事19部古久保裁判長）は、東京都労働委員会（以下、都労委）が日本航空に対して「不当労働行為」と認定した事件〔平成23年（行ウ）第510号〕について、日本航空側の主張を退け、都労委の命令通り「不当労働行為」との判決を下しました。

2010年11月15日、日本航空は、更生計画の事業縮小に伴う人員削減策についての労使協議中に、突然、整理解雇方針を発表しました。そして、乗員組合とキャビンクルーユニオンが解雇回避に向け労使対等での交渉を目指して争議権投票の手続きを進めていたところ、法人管財人（企業再生支援機構）の飯塚ディレクターと加藤管財人代理が、翌11月16日に「争議権を確立した場合には、企業再生支援機構は、3500億円の出資はしない」と発言し、整理解雇に対抗する争議権を潰そうとしました。これは労働組合に対する露骨な支配介入の不当労働行為です。

この事件は、日本航空のパイロット、客室乗務員165名が整理解雇される過程で起こったもので、解雇手続きの正当性が問われた事件でした。本日の地裁判決で、管財人の行為が不当労働行為にあたりと断罪されたことは、整理解雇が違法な状態で実施されたことを意味します。特に重大なのは、整理解雇事件で東京高裁が、管財人「絶対論」・「無謬論」・「善人論」を展開して、私たちの主張を全て排斥し、解雇の正当性を認めてきたことです。しかし、165名の解雇が管財人の「不当労働行為」を伴う違法な手続き下で実施されたことが明らかとなり、高裁判決の前提は根本から覆されたこととなります。

都労委命令が出された際に、日本航空は中労委に再審査の申し立てをせず、いきなり裁判所で争う方針を持ちました。これは管財人を選任したのが東京地裁であることから、“裁判所は味方”との見通しを持っていたためと推測されます。しかし、その裁判所からも、半世紀も続いた日本航空の「組合つぶしのためには手段を選ばない」という分裂・差別の労務政策が指弾されたのです。

日本航空の今回の不当労働行為は、行政（労働委員会）と司法（裁判所）の双方から断罪されました。私たちは、日本航空が本日の判決を真摯に受け止め、控訴を行わず、都労委命令に従うとともに、不当解雇事件を直ちに自主解決することを求めます。同時に、最高裁に対しては、本日の判決を踏まえて、解雇事件の高裁判決を取消すことを強く求めます。最後に、司法（裁判所）が法と証拠に基づき良識ある判断を下したことに敬意を表します。

2014年8月28日

JAL不当解雇撤回裁判パイロット原告団

JAL不当解雇撤回裁判客室乗務員原告団